

新潟都市計画 地区計画の変更（新津市決定）

都市計画さつき野駅西地区地区計画を次のように変更する。

名 称	さつき野駅西地区地区計画	
位 置	新潟市秋葉区大字北上の一部	
面 積	約 7. 0 h a	
区域の整備・開発および保全の方針	地区計画の目標	本地区は、J R 信越本線さつき野駅の西方 1 k m に位置し、国道 4 0 3 号線と市の造成する工業団地に接する区域であり、地区中央を市道北上第 6 号覚路津線が東西に走っている。土地区画整理事業により公共施設の整備を行うとともに地区計画の策定により、交通の利便性を生かした良好なサービス施設地区としての市街地形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	隣接する工業団地、さつき野駅前の新市街地及び既存集落等に対する日常品等のサービス施設及び沿道サービス施設の立地を誘導することにより、良好な業務地としての整備を図る。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により必要な道路・公園を適正に配置し、整備される各施設の維持、保全に努める。
	建築物等の整備方針	良好な業務地としての形成及び保全に配慮し、用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造等の制限を行う。

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	建築物の用途制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 専用住宅、共同住宅又は下宿 (2) 料理店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (3) 個室付浴場業に係る公衆浴場 (4) 学校 (5) ホテル又は旅館 (6) 畜舎で床面積15㎡を超えるもの (7) 倉庫業を含む倉庫 (8) 建築基準法別表2(ぬ)第3号に掲げる工場 (9) 建築基準法別表2(と)第4号に規定するもの
		建築物等の敷地面積の最低限度	建築物等の敷地面積の最低限度は500㎡とする。
		建築物等の高さの制限	地盤面の高さは、前面道路の路面の中心より0.3m以上高くしてはならない。ただし、築山等についてはこの限りでない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物の装飾は、けばけばしい電飾やネオンを避ける。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の壁面の位置は、次の通りとする。 (1) 幅員12m以上の道路は道路境界線より3.0m以上 (2) 幅員12m未満の道路は道路境界線より1.5m以上 (3) 隣地境界線より1.5m以上
		その他	(1) かき又はさくは、生垣又は透視可能なフェンス等とし、高さ1.5m以下とする。 (2) 幅員12m以上の道路に接する部分のかき又はさくは、道路境界線より0.6m以上後退した位置に設け、後退した敷地の部分は緑化を図る。

「区域は計画図表示のとおり」

# さつき野駅西地区地区計画計画図

S=1:2,500

